

Y 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；

Y 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方法等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；

Y 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；

Y 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)。

Y 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。

Y 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免责声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。

Y 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。

Y ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。

Issue 36 • 2006/11/25 ~ 2006/12/01

一、相关新法令与新政策

I [国家税务总局关于修订《增值税专用发票使用规定》的通知](#)

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税发【2006】156号

【发布日期】2006-10-17

【实施日期】2007-01-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/3848121.html>

I [财政部、国家税务总局关于企业支付学生实习报酬有关所得税政策问题的通知](#)

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税【2006】107号

【发布日期】2006-11-01

【实施日期】2006-01-01

【提示】根据该通知：

- n 与中等职业学校和高等院校签订期限三年以上合作协议的企业，支付给实习生期间的报酬，准予在计算缴纳企业所得税税前扣除。
- n 对中等职业学校和高等院校实

一、関係する新法令及び新政策

I [「増値税専用伝票使用規定」改正についての国家税務総局による通知](#)

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税発【2006】156号

【発布日】2006-10-17

【施行日】2007-01-01

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/3848121.html>

I [企業が学生のインターンシップの報酬を支払う場合の所得税政策についての財政部、国家税務総局による通知](#)

【発布機関】財政部、国家税務総局

【発布番号】財政税【2006】107号

【発布日】2006-11-01

【施行日】2006-01-01

【コメント】同通知によると次の通りである。

- n 中等職業学校及び大学と期間が3年以上の合作協議を締結した企業が、学生にインターンシップ期間中の報酬を支払う場合、企業の納付する所得税を計算する際に税引前の控除を認める。

习生取得的符合中国个人所得税法规定的报酬，企业应代扣代缴其相应的个人所得税款。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/4209327.html>

I 国家税务总局关于明确企业所得税纳税申报表执行口径等有关问题的通知

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函【2006】1043号

【发布日期】2006-11-08

【实施日期】2006-11-08

【提示】该通知在《国家税务总局关于修订企业所得税纳税申报表的通知》（国税发【2006】56号）的基础上，明确了企业所得税纳税申报表的填报口径、修改和填报说明的问题。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

国家税务总局关于明确企业所得税纳税申报表执行口径等有关问题的通知

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/4228961.html>

国家税务总局关于修订企业所得税纳税申报表的

通知
<http://www.chinatax.gov.cn/viewlaw.jsp?code=200604271533405974>

I 上海市劳动和社会保障局关于印发《本市企业实行不定时工作制度和综合计算工时工作制的审批办法》的通知

【发布单位】上海市劳动和社会保障局

【发布文号】沪劳保福发【2006】40号

【发布日期】2006-11-10

【实施日期】2007-01-01

【提示】根据该规定：

- n 不定时工作制是指企业因工作情况特殊，需要安排职工机动作业，无法实行标准工时制度，采用不确定工作时间的工时制度；综合计算工时工作制是指企业因工作情况特殊或受季节和自然条件限制，需要安排职工连续作业，无法实行标准工时制度，采用以周、月、季、年等为周期综合计算工作时间的工时制度。
- n 企业实行不定时工作制度和综合计算工时工作制的，应当向企业工商登记注册地的区县劳动和社会保障局提出申请。但企业实行以年为周期综合计算工时工

- n 中等職業学校及び大学のインターンシップ生が取得する中国の個人所得税法の規定を満たす報酬について、企業は相応の個人所得税を源泉徴収しなければならない。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/4209327.html>

I 企業所得税納税申告の際の要求の範囲を明確化することについての国家税務総局

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税函【2006】1043号

【発布日】2006-11-08

【施行日】2006-11-08

【コメント】同通知は「企業所得税申告用紙を改正することについての国家税務総局による通知」（国税発【2006】56号）をベースに、企業所得税納税申告用紙の記入範囲、改正及び記入申告の説明について明確化している。

【関係法令全文】下記 URL をクリックしてください。

企業所得税納税申告の際の要求の範囲を明確化することについての国家税務総局

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/4228961.html>

企業所得税申告用紙を改正することについての国家税務総局による通知

<http://www.chinatax.gov.cn/viewlaw.jsp?code=200604271533405974>

I 「上海市の企業が不特定の勤務制度及び勤務時間総合計算制度を実施するにあたっての審査批准弁法」を印刷配布することについての上海市労働社会保障局による通知

【発布機関】上海市労働社会保障局

【発布番号】滬勞保福發【2006】40号

【発布日】2006-11-10

【施行日】2007-01-01

【コメント】同規定によると次の通りである。

- n 不特定の勤務制度とは、企業が業務状況の特殊性から、従業員に適宜に作業をさせる場合、標準時間制度を実施することができず、勤務時間を確定しない勤務制度を採用することをいう。勤務時間総合計算制度とは、企業の業務状況の特殊性及び季節や自然条件等の制限を受けるために、従業員に対し連続して作業をさせる必要があり、標準時間制度を実施することができず、週、月、四半期、年といった周期で勤務時間を総合して計算する勤務制度をいう。
- n 企業が不特定の勤務制度及び勤務時間総合計算制度を実施する場

作制（包括同时申请实行不定时工作制）的，应当向市劳动和社会保障局提出申请。

- n 劳动保障行政部门准予实行不定时工作制或综合计算工时工作制的批复可以设定有效期。有效期可以依据企业的申请设定，但最长不超过 2 年。批复有效期限届满，企业需要继续实行不定时工作制或综合计算工时工作制的，应当按照本办法再次提出申请。

【法令全文】请点击以下网址查看：

上海市劳动保障局关于印发《本市企业实行不定时工作制和综合计算工时工作制的审批办法》的通知

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai9087.html>

【备注】北京市劳动和社会保障局也曾经颁布相关规定，请点击以下网址查看：

关于印发北京市企业实行综合计算工时工作制和不定时工作制办法的通知

<http://www.bjld.gov.cn/LDJAPP/search/fqdetail.jsp?no=1673>

合、企業の工商登記登録地の区や県の労働社会保障局に申請しなければならない。但し、企業が 1 年を周期とした勤務時間総合計算制度（同時に不特定の勤務制度の実施を申請する場合を含む）を実施する場合、市の労働社会保障局に申請しなければならない。

- n 労働保障行政部門は不特定の勤務制度又は勤務時間総合計算制度の実施を認める返答書の中で有効期間を設定することができる。有効期間は企業の申請に基づき設定できるが、最長でも 2 年を超えない。返答書の中の有効期間が満了し、企業が不特定の勤務制度又は勤務時間総合計算制度を引き続き実施する必要がある場合、本弁法に基づき改めて申請をする。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

「上海市の企業が不特定の勤務制度及び勤務時間総合計算制度を実施するにあたっての審査批准弁法」を印刷配布することについての上海市労働社会保障局による通知

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai9087.html>

【備考】北京市労働社会保障局も過去に関係規定を発布しているので、ご覧になる場合は下記 URL をクリックしてください。

北京市企業が勤務時間総合計算制度及び不特定の勤務制度を実施するための弁法を印刷配布することについての通知

<http://www.bjld.gov.cn/LDJAPP/search/fqdetail.jsp?no=1673>

I 上海市国家税务局关于转发《国家税务总局关于出口合同备案货物有关出口退税申报审核事项的通知》的通知

【发布单位】上海市国家税务局

【发布文号】沪国税进【2006】56 号

【发布日期】2006-11-21

【实施日期】2006-11-21

【提 示】根据该通知：

- n 外贸企业应将备案出口货物和非备案出口货物分批次进行退税申报；
- n 对同一出口单证上既包含备案出口货物又包含非备案出口货物而无法拆分申报批次的，应区分不同关联号进行退税申报。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.csi.sh.gov.cn/qb/csi/csfg/sw/jckss/userobject7ai23684.html>

I 「輸出契約届出商品の輸出時の税金還付申告審査事項に関する国家税務総局による通知」を伝達することについての上海市国家税务局による通知

【発布機関】上海市国家税務局

【発布番号】滬国税進【2006】56 号

【発 布 日】2006-11-21

【施 行 日】2006-11-21

【コメント】同通知によると次の通りである。

- n 対外貿易企業は届出する輸出商品と届出しない輸出商品についてロット毎に税金還付の申請をしなければならない。
- n 同一の輸出書類上に届出する輸出商品と届出しない輸出商品が含まれており、それぞれ分けて申請することができない場合、関連番号毎に分けて税金還付の申請をしなければならない。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.csi.sh.gov.cn/qb/csi/csfg/sw/jckss/userobject7ai23684.html>

I 最高人民法院关于审理海上保险纠纷案件若干问题的规定

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法释【2006】10号
【发布日期】2006-11-23
【实施日期】2007-01-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/civil/200611290015.htm>

I 海上保険紛争事案の審理に関する若干問題についての最高人民法院による規定

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法釈【2006】10号
【発布日】2006-11-23
【施行日】2007-01-01
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/civil/200611290015.htm>

I 中华人民共和国外资银行管理条例实施细则

【发布单位】中国银行业监督管理委员会
【发布文号】中国银行业监督管理委员会主席令【2006】第6号
【发布日期】2006-11-24
【实施日期】2006-12-11
【提 示】该实施细则相比《中华人民共和国外资金融机构管理条例实施细则》（2004年07月26日发布，将于2006年12月11日废止），主要有以下变化：
n 明确了外资银行设立机构和开展业务包括从事人民币业务的条件、申请和审批程序以及外国银行分行改制为由其总行单独出资的外商独资银行的操作程序。
n 修订了关于外资银行高级管理人员任职资格管理的规定，增加了关于外资银行董事任职资格的规定。
n 增加了关于信息披露、跨境大额资金转移报告、关联交易、业务外包等具体监管要求，并明确了特别监管措施的内容。
n 规定了外资银行自行解散、外国银行分行及外资银行分行关闭、外国银行代表处关闭的申请和审批程序及清算过程中的要求。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.cbrc.gov.cn/mod_cn00/jsp/cn004002.jsp?infold=2878&type=1

I 中華人民共和国外資銀行管理条例実施細則

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会
【発布番号】中国銀行業監督管理委員会主席令【2006】第6号
【発布日】2006-11-24
【施行日】2006-12-11
【コメント】同実施細則は「中華人民共和国外資金融機構管理条例実施細則」（2004年7月26日発布、2006年12月11日より廃止）と比べると、主に次のような違いがある。
n 外資銀行が機構を設立し、人民元業務の取扱を含めた業務展開をする場合の条件、申請及び審査批准手続及び外国銀行の支店をその本店が単独で出資する外商独資銀行へと改める場合の取り扱い手順を明確化している。
n 外資銀行の高級管理職者の任職資格の管理についての規定を改正し、外資銀行の任職資格についての規定を追加した。
n 情報の開示、国境を越える多額資金の移転の報告、関連取引、業務のアウトソーシング等の具体的な監督管理上の要求を追加し、特別な監督管理措置の内容を明確化した。
n 外資銀行の自らの解散、外国銀行の支店及び外資銀行の支店の閉鎖、外国銀行の駐在員事務所の閉鎖の申請及び審査批准手続及び清算の過程における要求を規定した。
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
http://www.cbrc.gov.cn/mod_cn00/jsp/cn004002.jsp?infold=2878&type=1

I 中国银行业监督管理委员会关于《中华人民共和国外资银行管理条例实施细则》公布后有关问题的公告

【发布单位】中国银行业监督管理委员会

【发布文号】银监发【2006】82号

【发布日期】2006-11-24

【实施日期】2006-11-24

【提 示】该公告对《中华人民共和国外资银行管理条例》(2006年11月11日发布,将于2006年12月11日起施行,以下简称“《条例》”)及其实施细则施行的有关事项进行了规定,主要包括:

- n 外资银行、外国银行分行经营人民币业务
 - u 自2006年12月11日起,外资银行可以将人民币业务服务对象扩大至中国境内公民;
 - u 外资银行在中国境内经营人民币业务没有地域限制;
 - u 已获准经营非外商投资企业人民币业务的外国银行分行,在更换营业执照后,可将业务范围扩大至吸收中国境内公民每笔不少于100万元人民币的定期存款。
- n 外资银行、外国银行分行的注册资本和营运资金
 - u 《条例》施行前设立的外商独资银行、中外合资银行、外国银行分行的注册资本或者营运资金未达到《条例》及其实施细则规定的,现有注册资本或者营运资金可以保持不变;
 - u 但如发生变更股东、扩大客户对象或者业务范围、增设网点等情形之一的,应当按照《条例》及其实施细则的有关规定增资。
- n 外国银行代表处
 - u 《条例》及其实施细则施行后,外国银行代表处适用《条例》及其实施细则;
 - u 外商独资银行、中外合资银行不得设立代表处;《条例》施行前设立的外商独资银行代表处、中外合资银行代表处的监督管理参照《条例》及其实施细则执行;
 - u 外国银行将其在中国境内分行改制为外商独资银行的,该外国银行在中国境内已经设立的代表处可以保留不变,已经设立的总代表处应当在改制后的外商独

I 「中華人民共和國外資銀行管理條例實施細則」の公布後の関係問題についての中国銀行業監督管理委員会による公告

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会

【発布番号】銀監発【2006】82号

【発布日】2006-11-24

【施行日】2006-11-24

【コメント】同公告は「中華人民共和國外資銀行管理條例」(2006年11月11日発布、2006年12月11日より施行、以下「『条例』」)及びその実施細則が施行する関係事項について規定を設けたが、主には次の内容が含まれる。

- n 外資銀行、外国銀行の支店の人民元業務の取扱い
 - u 2006年12月11日より、外資銀行は人民元業務のサービス対象を中国域内の公民にまで拡大することができる。
 - u 外資銀行が中国域内で人民元業務を取り扱う場合、地域的な制限はない。
 - u 非外商投資企業の人民元業務の取扱いをすでに認められた外国銀行の支店は、営業許可証を交換した後、業務範囲を中国域内の公民の毎回100万人民元を下回らない定期預金の取扱にまで拡大することができる。
- n 外資銀行、外国銀行の支店の登録資本金及び運営資金
 - u 「条例」の施行前に設立した外商独资銀行、中外合弁銀行、外国銀行の支店の登録資本金又は運営資金が「条例」及びその実施細則の規定を満たしていない場合、現在の登録資金又は運営資金はそのままでよい。
 - u 出資者の変更、顧客対象又は業務範囲の拡大、拠点の増設等の状況のいずれか1つが発生した場合、「条例」及びその実施細則の関係規定に基づき増資しなければならない。
- n 外国銀行の駐在員事務所
 - u 「条例」及びその実施細則の施行後は、外国銀行の駐在員事務所は「条例」及びその実施細則を適用する。
 - u 外商独资銀行、中外合弁銀行は駐在員事務所を設立してはならず、「条例」施行前に設立した外商独资銀行の駐在員事務所、中外合弁銀行の駐在員事務所の監督管理は「条例」及びその実施細則になら

资银行开业时完成关闭手续，其他外国银行总代表处应当在 2007 年 06 月 01 日前关闭，其职能转入该外国银行在中国境内被指定为管理行的外国银行分行。

- n 《条例》施行前外国银行在中国境内同时设有外商独资银行和外国银行分行，或者同时设有中外合资银行和外国银行分行的，应当参照《条例》及其实施细则的有关规定以及中国银行业监督管理委员会的要求，调整在中国境内营业性机构的形式。
- n 外资银行尚未达到《条例》及其实施细则新修订的其他有关监督管理规定的，应当在 2007 年 08 月 01 日前符合规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.cbrc.gov.cn/mod_cn00/jsp/cn004002.jsp?infoid=2879&type=1

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

I [关于外资审批登记、并购及房地产市场准入等事宜的政府操作跟踪](#)

近期，律师参加了上海市外委组织的外资政策讲座，现将律师从该讲座中了解到的部分重要信息，整理如下，供参考。

[外资审批登记管理的政府理解和操作](#)

て執行する。

- u 外国銀行が自らの中国域内の支店を外商独資銀行へと体制変更する場合、同外国銀行が中国域内にすでに設立した駐在員事務所はそのまま保留してよく、すでに設立した総代表処は体制変更後の外商独資銀行が開業する際に閉鎖手続を完了させなければならない、その他の外国銀行の総代表処は 2007 年 6 月 1 日までに閉鎖しなければならない、その職能は同外国銀行の中国域内で管理銀行と指定された外国銀行の支店へと移転させる。
- n 「条例」施行前に外国銀行が中国域内に外商独資銀行と外国銀行の支店を同時に設置していた、或いは、中外合併銀行と外国銀行の支店を同時に設置していた場合、「条例」及びその実施細則の関係規定及び中国銀行業監督管理委員会の要求に従い、中国域内での経営性機構の形式を調整しなければならない。
- n 外資銀行が「条例」及びその実施細則で新たに改正されたその他の監督管理に関する規定を満たしていない場合、2007 年 8 月 1 日までに規定を満たすようにしなければならない。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.cbrc.gov.cn/mod_cn00/jsp/cn004002.jsp?infoid=2879&type=1

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関係する新たな情報

I [外資の審査批准登記、買収・合併及び不動産市場への参入等に関する政府の取扱いについての追跡状況](#)

先日、上海市外国投資工作委員会が主催した外資政策講座に参加した。同講座の中で把握した一部の重要情報について参考まで以下の通り整理してみた。

[外資審査批准登記管理の政府の見解及び取扱](#)

問題	相关法律法规规定	上海市外資委及上海市工商局目前的理解和操作	律師提示
一人有限公司的注册資本	<p>《公司法》第五十九条:</p> <ul style="list-style-type: none"> n 注册資本最低限額为人民币十萬元。 n 股東应当一次足額繳納公司章程規定的出資額。 	<ul style="list-style-type: none"> n 人民币十萬元是法定注册資本的下限。在實踐操作中，外商獨資的一人有限公司的注册資本应与該公司的業務、規模等相符。 n 實踐中，對於外商獨資的一人有限公司，允許股東分期出資。 	<p>對於外商獨資的一人有限公司的注册資本应与該公司的業務、規模等相符的問題，尚無具體的行業參考標準，審批機關通常會結合 F/S 等內容進行個案情況的具體判斷。</p>
外資增資的工商登記手續	<p>《執行意見》第十二條、第十五條:</p> <ul style="list-style-type: none"> n 應在增資事項獲得批准後 30 日內辦理工商登記手續。 n 在辦理工商登記手續前，繳付不低於 20% 的新增注册資本。 	<p>在審批機關批准增資 30 日內新增注册資本的 20% 不能及時到位的，在公司作出合理性說明的前提下，可以由工商部門適當延長工商登記手續時間，但是不宜超過 3 個月。</p>	<ul style="list-style-type: none"> n 該操作符合實際需要。 n 對於工商部門可以接受的延期理由，尚無具體參考標準，仍需根據個案情況具體判斷。

問題點	關係する法律法規の規定	上海市外国投資工作委員會及び上海市工商局的現在の見解及び取扱	当事務所コメント
一人有限会社の登録資本	<p>「会社法」第五十九条:</p> <ul style="list-style-type: none"> n 登録資本金の最低限度額は 10 万人民元。 n 出資者は会社定款に定める出資額を一回で全額払い込まなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> n 10 万人民元は法で定める登録資本金の裁定限度額である。実践においては、外商獨資の一人有限会社の登録資本金は同社の業務、規模等に適合していなければならない。 n 実践においては、外商獨資の一人有限会社に対しては、出資者が分割して出資することを認めている。 	<p>外商獨資の一人有限会社の登録資本金が会社の業務、規模等に適合していなければならないことについて、具体的な業種別の参考基準はまだなく、審査批准機構は、F/S 等の内容と合わせて、個別のケース毎の状況について具体的な判断を下すのが一般的である。</p>
外資増資の工商登記手續	<p>「執行意見」第十二條、第十五條:</p> <ul style="list-style-type: none"> n 増資事項が批准を得てから 30 日以内に工商登記手續を行わなければならない。 n 工商登記手續を行う前に、新たに追加する登録資本金の 20% を下回らない金額を払い込む。 	<p>審査批准期間が増資を批准してから 30 日以内に新たに追加する登録資本金の 20% が遅滞なく払い込むことができない場合、会社が適正な説明を行えば、工商部門が工商登記手續の時間を適切に延長することができるが、3 ヶ月を超えてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> n この取扱方は實際の必要性に適合している。 n 工商部門が受け入れ可能とする延期理由について、具体的な参考基準はまだなく、個別の子エース毎の状況に基づき具体的な判断を下す必要がある。

再投資需滿足的三个条件	<p>《境内投資暫行規定》第五條： 外商投資企業再投資应符合三个条件：注册資本已繳清；开始盈利；依法經營，无違法經營记录。</p> <p>国家工商总局实施《执行意見》的通知第二條第三項： 《关于外商投資企業境内投資的暫行規定》第五條不再执行。</p>	<p>对于《境内投資暫行規定》第五條要求的三个条件，不再执行。</p>	<p>n 上海市外資委目前的操作与国家工商总局的規定一致。</p> <p>n 对外商投資企業而言，再投資将更为便捷。</p>	再投資には3つの条件を満たす必要がある	<p>「境内投資暫定規定」第五條： 外商投資企業が再投資するには、登録資本金が全額払込み済みであること、利益を計上していること、法に従い經營し違法な經營記録がないことという3つの条件を満たす必要がある。</p> <p>国家工商总局の「執行意見」執行通知の通知第二條第三項： 「外商投資企業境内投資についての暫定規定」第五條は以降執行されない。</p>	<p>「境内投資暫定規定」第五條が求める3つの条件については、以降執行されない。</p>	<p>n 上海市外国投資工作委員會の現在の取扱方は国家工商总局の規定と一致している。</p> <p>n 外商投資企業にとって、再投資がもっとスピーディーにできるようになった。</p>
组织机构	<p>《公司法》第三十七條、第五十二條： n 有限責任公司，股東会是权力机构。 n 有限責任公司应建立監事制度。</p> <p>《中外合資經營企業法》第六條、《中外合作經營企業法》第十二條： 中外合資企業和中外合作企業，董事會決定企業重要事項。</p>	<p>n 自2007年01月01日起，新設的外商投資企業（包括中外合資、中外合作、外商獨資和外商合資）必須建立監事制度。上海对于2007年01月01日前已經設立的外商投資企業不強制要求建立監事制度。</p> <p>n 外商獨資和外商合資企業应当設立股東會；中外合資和中外合作企業不強制要求設立股東會。</p>	<p>n 該操作基本符合《執行意見》確認的法律法規適用位階，即，三資企業法>公司法>三資企業法實施細則/條例。</p> <p>n 注意監事制度的執行日期。</p>	組織機構	<p>「會社法」第三十七條、第五十二條： n 有限責任會社では、出資者が意思決定機構である。 n 有限責任會社は監事制度を制定しなければならない。</p> <p>「中外合資經營企業法」第六條、「中外合作經營企業法」第十二條： 中外合資企業と中外合作企業では、董事會が企業の重要事項を決定する。</p>	<p>n 2007年1月1日より、新たに設立する外商投資企業（中外合資、中外合作、外商獨資及び外商合資を含む）は、監事制度を制定しなければならない。上海では、2007年1月1日前にすでに設立した外商投資企業に対しては、監事制度の制定を強制して求めない。</p> <p>n 外商獨資及び外商合資企業は出資者會を設置しなければならない。中外合資及び中外合作企業に対しては出資者會の設置を強制して求めない。</p>	<p>n この取扱方は該操作基本符合「執行意見」に確認する法律法規適用についての、外資（三資）企業法>會社法>外資（三資）企業法實施細則/條例といった位置関係とほぼ一致している。</p> <p>n 監事制度の執行日に注意する。</p>

备注:

- Ø 《公司法》，是指《中华人民共和国公司法（2005年修订）》。
查看全文内容，请点击以下网址：
http://www.saic.gov.cn/ggl/zwgg_detail.asp?newsid=314
- Ø 《执行意见》，是指由国家工商总局、商务部、国家外汇管理局和海关总署共同发布的《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》（工商外企字【2006】81号）。
查看全文内容，请点击以下网址：
<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=180&myRandom=.161836730916492>
- Ø 《境内投资暂行规定》，是指由外经贸部、国家工商总局发布的《关于外商投资企业境内投资的暂行规定》（工商行政管理局令【2000年第6号】）。
查看全文内容，请点击以下网址：
<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=37&myRandom=.903709866154446>
- Ø 国家工商总局实施《执行意见》的通知，是指由国家工商总局颁布的《关于实施<关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见>的通知》（工商外企字【2006】102号）。
查看全文内容，请点击以下网址：
<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=185&myRandom=.956212947436474>

備考:

- Ø 「会社法」とは「中華人民共和國会社法（2005年改正）」をいう。
全文の内容をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。
http://www.saic.gov.cn/ggl/zwgg_detail.asp?newsid=314
- Ø 「執行意見」とは国家工商総局、商務部、国家外国為替管理局及び税関総署が共同で発布した「外商投資の会社審査批准登記管理にあたっての法律適用の若干問題についての執行意見」（工商外企字【2006】81号）。
全文の内容をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。
<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=180&myRandom=.161836730916492>
- Ø 「境内投資暫定規定」とは外経貿部、国家工商総局が発布した「外商投資企業境内投資についての暫定規定」（工商行政管理局令【2000年第6号】）。
全文の内容をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。
<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=37&myRandom=.903709866154446>
- Ø 国家工商総局の「執行意見」執行通知とは国家工商総局が発布した「『外商投資の会社審査批准登記管理にあたっての法律適用の若干問題についての執行意見』を執行することについての通知」（工商外企字【2006】102号）をいう。
全文の内容をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。
<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=185&myRandom=.956212947436474>

外资并购的政府理解和操作

问题	相关法律法规规定	上海市外资委目前的理解和操作	律师提示
资产的界定	《并购规定》第二条对于“资产并购”进行了定义，但对于“资产”本身没有明确界定。	资产,通常应理解为整体资产及业务。	资产并购,类似于日本法上“营业权转移”的概念。

外資の買収・合併についての政府の見解及び取扱

問題点	関係する法律法規の規定	上海市外国投資工作委員會の現在の見解及び取扱	当事務所コメント
資産の定義	「買収・合併規定」第二条「資産の買収・合併」について定義付けしているが、「資産」そのものについては明確な定義はない。	資産は、通常、資産及び業務の全体であると解釈する。	資産の買収・合併は、日本法にいう「営業権の移転」という概念に類似する。

限制行业的范围	《并购规定》第十二条： 外国投资者的并购，涉及重点行业、存在影响或可能影响国家经济安全因素或者导致拥有驰名商标或中华老字号等的境内企业实际控制权转移的，当事人应就此向商务部进行申报。	对于“重点行业”的范围和目录，相关主管部门正在研究制定。	《里兆法律资讯》第 16 期的新信息“中央六部委正着手制定外商投资并购限制细则，装备制造行业将率先出台”一文中，曾经透露过相关内容。
并购的交易价格	《并购规定》第十四条： n 并购当事人应以资产评估机构的评估结果作为确定交易价格的依据。 n 外国投资者并购涉及国有资产的，应当符合国有资产管理的相关规定。	n 涉及国有资产的，交易价格应不低于评估价格的 90%。 n 涉及其他民营资产的，交易价格应不低于评估价格。 n 不限制交易价格超过评估价格（溢价）的交易。	实务中需要注意该等掌握标准。
<p>备注： 《并购规定》，是指商务部、国资委、国家税务总局、国家工商总局、证监会、国家外汇管理局公布颁布的《关于外国投资者并购境内企业的规定》（【2006】第 10 号）。 查看全文内容，请点击以下网址： http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200608/20060802839585.html</p>			

業種制限の範囲	「買収・合併規定」第十二条： 外国投資者の買収・合併が重点的な業種に関係したり、国の経済の安全に影響する又は影響する可能性がある要素があったり、或いは、驰名商标や中華老舗の商号等を有する域内の企業の実際の制御権の移転を招く場合、当事者はこれについて商务部に申告しなければならない。	「重点的な業種」の範囲と目録については、関係する主管部门は検討し制定中である。	「里兆法律情報」第 16 期の新たな情報「6つの中央省庁は外商投資買収合併規制細則の制定に着手しており、設備製造業について真っ先に公布される」という文章の中で、関係する内容を開示している。
買収・合併の取引価格	「買収・合併規定」第十四条： n 買収・合併の当事者は資産評価機構の評価結果を、取引価格を確定する際の根拠としなければならない。 n 外国投資者が国有資産の買収・合併を行う場合、国有資産管理に關係する規定に適合しなければならない。	n 国有資産の場合、取引価格は評価価格の 90%を下回ってはならない。 n その他の民営の資産の場合、取引価格は評価価格を下回ってはならない。 n 取引価格が評価価格を上回る取引を制限しない。	実務の中では、これらの基準を把握するよう注意しなければならない。
<p>備考： 「買収・合併規定」とは商务部、国资委、国家税务总局、国家工商总局、证监会、国家外国為替管理局が共同で発布した「外国投資者による域内企業の買収・合併についての規定」買収・合併境内企業的規定（【2006】第 10 号）をいう。 全文の内容をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。 http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200608/20060802839585.html</p>			

房地产市场准入的政府理解和操作

问题	相关法律法规规定	上海市外资委目前的理解和操作	律师提示
商业存在	<p>《房地产市场外资准入意见》第一条： 境外机构和个 人在中国境内 投资购买非自 用房地产，应 当设立外商投 资房地产企业。</p> <p>商务部贯彻落实《房地产市场外资准入意见》的通知第一条： 外商投资房地 产企业从事项 目建设、或从 事以项目建设 为目的土地开 发或成片开发。</p>	<p>n 外国投资者通常需购买整幢建筑或完整的房地产项目(仅购买几个单元,不行),方可成立相应的外商投资房地产企业。</p> <p>n 通常,不允许外商投资生产性企业出租、出售多余厂房或办公用房。如外商投资生产性企业确因调整生产规模而需要出租、出售多余厂房或办公用房的,需增加相应的经营范围,必要时到房地主管部门补地价(例如,工业用地变成商业用地的情形)。</p>	<p>外商投资生产性企业出租、出售多余厂房或办公用房,可能比较常见,注意目前实践中需要增加相应的经营范围。</p>
<p>备注:</p> <p>○ 《房地产市场外资准入意见》,是指由建设部、商务部、国家发改委、人民银行、国家工商总局、国家外汇管理局共同颁布的《关于规范房地产市场外资准入和管理的意见》(建住房【2006】171号)。查看全文内容,请点击以下网址: http://www.cin.gov.cn/indus/file/2006072603.htm</p> <p>○ 商务部贯彻落实《房地产市场外资准入意见》的通知,是指由商务部办公厅发布的《商务部办公厅关于贯彻落实<关于规范房地产市场外资准入和管理的意见>有关问题的通知》(商资字【2006】192号)。查看全文内容,请点击以下网址: http://www.bjmbc.gov.cn/article/detail.jsp?id=11617586110001</p>			

(里兆律师事务所 2006 年 12 月 01 日整理编写)

不動産市場への参入についての政府の見解及び取扱

問題点	関係する法律法規の規定	上海市外国投資工作委員會の現在の見解及び取扱	当事務所コメント
ビジネスの存在	<p>「不動産市場への外資参入についての意見」第一条： 域外の機構及び個人が中国域内に自らの使用目的のために不動産を投資し購入する場合、外商投資不動産企業を設立しなければならない。</p> <p>商務部の「不動産市場への外資参入についての意見」の執行を貫徹する通知第一条： 外商投資不動産企業は、プロジェクト建設、或いは、プロジェクト建設を目的とした土地開発又は大規模な土地の開発をする。</p>	<p>n 外国投資者は、通常、建築物全体又は完全なる不動産プロジェクトを購入するだけではない(いくつかのユニットを購入するだけではない)して初めて相応の外資投資不動産企業を設立することができる。</p> <p>n 通常、外商投資生産型企業が残った工場建物又はオフィスを貸し出したり、販売したりすることは認めない。外商投資生産型企業が生産規模の調整のために残った工場建物やオフィスを貸し出したり、販売したりする必要がどうしてもある場合、相応の経営範囲を追加し、必要に応じて不動産主管部門に赴き土地価格を補充して支払わなければならない。(たとえば、工業用地を商業用地に変更する場合、等)</p>	<p>外商投資生産型企業が残った工場建物やオフィスを貸し出したり、販売したりするケースはよくあることだが、現在の実践における相応の経営範囲を追加しなければならないことに注意すべきである。</p>
<p>備考:</p> <p>○ 「不動産市場への外資参入についての意見」とは建設部、商務部、国家发改委、人民银行、国家工商総局、国家外国為替管理局が共同で発布した「不動産市場への外資参入と管理についての意見」(建住房【2006】171号)をいう。全文の内容をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。 http://www.cin.gov.cn/indus/file/2006072603.htm</p> <p>○ 商務部の「不動産市場への外資参入についての意見」の執行を貫徹する通知とは商務部弁公庁が発布した「『不動産市場への外資参入と管理についての意見』の執行を貫徹することについての商務部弁公庁による通知」(商資字【2006】192号)をいう。全文の内容をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。 http://www.bjmbc.gov.cn/article/detail.jsp?id=11617586110001</p>			

(里兆法律事務所が 2006 年 12 月 1 日付で作成)